

# 訴 状

平成22年2月24日

大阪地方裁判所 御中

損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一

《原告住所・送達場所》

〒594-1155 大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目13番10号

電話 0725-54-2626

FAX 0725-54-2626

被告 和泉市長 辻 宏康

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

電話 0725-41-1551

FAX 0725-45-9352

訴訟物の価格 算定不能

印紙額 金1万3000円

請求の趣旨

- 1 被告和泉市長は、Y1、Y2、Y3、Y4に対し、57,622,000円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- 2 被告和泉市長が、Y1、Y2、Y3、Y4に対し57,622,000円の損害賠償を請求する権利を有するところ、その行使を怠ることは違法である事を確認する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

## 請求の原因

### 第1 当事者

- 1 原告は、和泉市の住民である。
- 2 被告辻宏康は、和泉市の市長である。
- 3 請求の相手方は以下の者である。
  - (1)相手方 Y1  
平成19年度市長
  - (2)相手方 Y2  
平成19年度副市長
  - (3)相手方 Y3  
平成19年度都市デザイン部長
  - (4)相手方 Y4  
平成19年度都市デザイン部道路河川課長

### 第2 対象事実

- 1 本件に関わる上伯太線道路建設工事は国のまちづくり交付金の補助を受けて平成21年度末完成予定(その後平成22年度末に工期変更)の都市計画道路工事である。その建設にあたり王寺町と鶴山台の間の谷を跨ぐ形で建設されている橋梁工事(別紙1)の底地に少年野球のチームが使用しているグラウンド(以下王子グラウンド)があった。
- 2 このグラウンドは、50年近く前に給水用の惣ヶ池を造成したときに出来た土地で、地権者の一つである泉北水道企業団(当時泉北用水組合以下泉北水道)がここに野球グラウンドを建設し、それを地元のリトルリーグの少年野球チーム(以下少年野球チーム)がほぼ専用の形で長年利用していた。
- 3 この橋梁の建設でそのグラウンドの一部が橋梁の下部にあたり、かつ橋梁工事にあたって作業ヤードとしてこの王子グラウンドを使用することになった為、少年野球チームはこのグラウンドを球場として利用出来なくなった。
- 4 市は当初、王子グラウンドは橋梁工事完成後機能回復し、工事ヤードとして使用する間はどこかの既存の土地や設備を利用して代替グラウンドを確保する前提で、王

- 子グランド復旧費用として約5千万円を含む総額約8億円の工事契約を訴外竹中土木(株)と締結した。(第1契約 平成19年9月28日市議会で議決し契約)
- 5 ところが適当な代替グランドが見つからず、やむなくUR所有の松尾寺の用地の借用許可を得て(平成19年10月25日)、新たに代替グランド(以下本件グランド)を建設する事にし、訴外竹中土木に見積を徴したところ約1500万円との事であったので、同年12月末に工事に着手し翌20年2月に完成した。
  - 6 この本件グランド建設は、当初の予算にも契約にも無い工事であり、訴外竹中土木より設計変更等の対応が強く要請されていたが、市はなんの対応も行わず工事を施工させた。(尚この件については当時の市長及び主管する副市長(Y2副市長)の了解を得ていると市の職員は主張している)
  - 7 ところが建設にかかる水はけの対応など工事内容が膨らみ、当初の見込みから大幅に増加し約5700万円を要した。
  - 8 その結果当初の予算及び契約に含まれていた王子グランドの復旧工事が出来ない羽目となった。
  - 9 その後橋梁工事自体の建設費も当初の8億円から9.3億円と大幅に膨らみ、増額の補正予算を申請し議会の承認を受けた。(平成21年3月30日)
  - 10 その際本件グランドを建設したこと、その影響で王子グランドの復旧工事が出来なくなった事などは一切明らかにせず、資材単価のアップや法面補強工事の追加等が変更要因であるとして議決を受けた。(王子グランドの復旧工事は別途訴外矢野建設と契約し施工)
  - 11 上記補正予算を受けて、訴外竹中土木と増額の仮契約(第2契約 平成21年5月25日)を行い、同年議会の承認を受けた。(平成21年7月30日)  
その際に於いても、本件グランドを建設したこと、王子グランドの復旧工事を除いたことは関係者以外に一切明らかにせず、現辻市長も知らなかったと議会で答弁している。
  - 12 これらの不透明な事務処理や、工事費が大幅に増加したことについて議員全員協議会(平成21年11月18日)で初めて明らかになり、議会は平成20年度決算を不認定とした。
  - 13 平成21年12月29日本件グランド整備費を含む全ての訴外竹中土木への請負費134,071,350円の支払いを完了。

### 第3 違法の理由

1. 本件工事の手続き的違法性について

(ア) H19.9.29に契約した訴外竹中土木(株)との上伯太線橋梁工事契約には、本件グラウンド建設工事は含まれていなかったにも拘わらず、市工事担当部局は本件工事を訴外竹中土木に指示・実行させた。これは予算の裏付けの無い支出を禁じた地方自治法214条及び232条の3に違反し、併せて本件グラウンドの工事施工は契約の変更にあたり、議会の議決を必要とするがこれを怠っており必要な議会の議決を定めた地方自治法第96条に違反する。

(イ) 又工事完了後、本件グラウンドを含む変更契約が平成21年7月議会で議決がされたが、その際の変更理由には本件グラウンドの整備を行った趣旨の理由は一切示されず、単品スライド及び工事方法変更に伴うものとして変更契約の議決を図ったもので、前記議決をしなかった瑕疵を追認する議決とはみなせない。

(ウ) 更に、この工事を随意契約で訴外竹中土木に施工させたが、新たな工事であり本来なら追加予算を経て競争入札を行わねばならない案件である。国および地方公共団体の契約は原則として一般競争入札によらなければならない(会計法第29条の3第1項、地方自治法第234条第2項)とされ、指名競争入札及び随意契約は法に定められた場合のみ行うことが出来る(会計法第29条の3第3項、第4項及び第5項、地方自治法施行令第167条、第167条の2)とされている。本件グラウンド工事はこれに定められた緊急性や競争入札が相応しくない等の要件のいずれの場合にも該当しないもので、競争入札によらず訴外竹中土木に発注したのは会計法第29条の3第1項、地方自治法第234条第2項に違法する。

## 2. 本件工事の実施は裁量の範囲を超え違法である。

(ア) 本件工事は橋梁下部の位置にある王子グラウンドを使用していた少年野球チームの便宜を図って行われたものであるが、整備を行う法的な必然性は無く、一時的で、すぐ取り壊される仮設の本件グラウンドのための多額の支出は裁量の範囲を超え違法である。

(イ) 少年野球チームが王子グラウンドを利用する事となった経緯は、この土地の権利者である泉北水道、王寺町会、幸町会と和泉市が交わした覚書(甲3)が根拠とされているが、その覚書の第5項には「造成された土地は、公共緑地として温存し、一般住民の清浄にして健康な憩いの場とする」となっており、事実上少年野球チームの専用グラウンドに当該用地を使用し、騒音等近隣住民から苦情が出るような使い方はこの覚書の趣旨に反するものである。従って和泉市はこの覚書を根拠に将来にわたって、この土地を少年野球チームに専用で使用させる義務を負担していなし、況

や本件グラウンドを整備しなければならない謂れはない。

(ウ) 旧王子グラウンドは泉北水道がネットやベンチ等を整備し、それを「野球場施設使用等に関する契約書」(甲4)により、王寺町会及び幸町会に無償貸与し、少年野球チームが使用しているものであり、少年野球チームは一利用者に過ぎず、このグラウンドの使用について何らの権利も有していない。

従って、このグラウンドが使えなくなったとしても、少年野球チームは王子グラウンドの機能回復や本件グラウンドの設置の要望は出来ても、要求できる権利は一切有していないと言える。

(エ) 一方泉北水道と王寺町会ら間の関係は、当事者の一方が無償で使用及び収益をした後に返還をすることを約して相手方からある物を受け取ることによって、その効力を生ずる民法第593条の(使用貸借)関係にある。当事者間の契約である「野球場施設使用等に関する契約書」(甲4)で返還期日は契約期間満了の平成20年3月20日であり、既にこの期日は経過しているから、泉北水道と王寺町会・幸町会との間には現在何ら権利関係はない。本件グラウンドの建設に着手した時点ではこの契約が有効との主張も考えられるが、この契約の第3条には「貸付期間は本契約から1年間とするが、甲(泉北水道企業団)が公共の用に供する必要があるときは、乙(王子町会ら)はこれに同意し協力するものとする」となっており、公共事業等でグラウンドの用地が必要になったときは1年の契約期間を待たずにこれを終了する事が出来る旨定めている。すなわち本件のような公共工事を行うときは、この契約すなわち野球場として利用する泉北水道と王子町会らとの契約は破棄出来るとなっている。当初はこの契約は3年更新で行われていたが、この道路工事が明らかになった為、1年契約に変更した経緯もある。

従って、和泉市はこのグラウンドについて調整すべき相手は泉北水道であり、王寺町会や少年野球チームでは無い。

(オ) 和泉市は王子町会や少年野球チームに対し、機能回復や本件グラウンドの確保の義務があるものと勝手に解釈し、本件グラウンドを設置したものである。

(カ) 従来からこのグラウンドを少年野球チームが使用していたことから、道義的な面から工事期間中の本件グラウンドを斡旋する等の便宜供与は許されるとしても、それを超えて多額の出費を伴う本件グラウンドの整備は到底許されるものではない。本件土地の大部分の権利を有する泉北水道からも、和泉市に対しこのような本件グラウンドの整備を要請された事実も無い。仮に王寺町会及び少年野球チームからの本件グラウンドの整備の要請はあったとしても、既存設備を活用した代替グラウンドの確保

の為の斡旋が限度であり、本件グラウンド整備の要請に応じた事は地方自治法2条14項、地方財政法3条、4条1項が規定する「最小の経費で最大の効果」の原則に違反する。

(キ) 又特に本件グラウンドは工事期間中の少年野球チームの専用仮設グラウンドとして建設されたもので、これに要した建設費等の費用は実質的に少年野球チームへの寄付に当たる。地方自治体が寄付を行うことが出来ると定めた第232条の2には公益上必要がある時のみ行うことが出来ると定められており、一利用者に過ぎないリトルリーグへの便宜供与が公益に値しないことは明らかであり、本件グラウンドの整備は裁量の範囲を超え違法である。

#### 第4 市の損害と当時の和泉市長及び副市長らの責任について

違法な本件グラウンドの整備により、本件グラウンド整備費57,622千円について市が損害を蒙ったことは明らかであり、都市デザイン部長及び同部河川整備課長は本件工事を施工させた当事者であり、当時の市長及び副市長については、本件についてどこまで認識していたか明らかでない点はあるが、少なくとも代替グラウンドの整備に関してはそれを了解し、その見積金額が1500万円であることについて報告を受けており、又市長及び副市長はこのような違法な行為を阻止する責任を有するから前記部長及び課長と同様損害賠償責任がある。

#### 第5 期限徒過に正当な理由があること

本件違法な事態が発覚したのは平成21年11月18日の議員全員協議会であり、通常の市民がこの違法性を知り得た日はこれ以降であるから、これを知ってから本件に関する監査請求迄約1ヶ月であり、監査請求の期間徒過につき正当な理由がある。

#### 第6 和泉市等の損害

違法に整備した本件グラウンドの整備費57,622千円が和泉市等の損害となる。

#### 第7 監査請求

原告は平成21年12月18日付けで、和泉市監査委員に対し地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求を行ったところ、和泉市監査委員より、請求に理由が無い旨の平成22年2月16日付けの監査結果を受領した。(甲第1号証、甲2号証参照)

## 第8 結論

以上、被告和泉市長に対し、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき当時市長のY1らに対し損害賠償を請求する事を求め、併せて地方自治法第242条の2第1項第3号により被告市長がY1らに損害賠償請求を怠る事実の違法確認を求める。

## 第9 本件訴訟の意義について

本件上伯太線道路工事に係わるグラウンド整備は私たち市民にとって全く理解できない事件と言える。当初予算を大幅に超過し、予算・契約等の処理も杜撰であり、一少年野球のチームに法外な便宜供与を行っていたことである。大きく新聞でも報道され、他にも本件について同様の監査請求が起こされていることからしても、このような事に貴重な税金が無駄に使われたことに対し市民の怒りは大変大きいと言える。残工事を含めこの対応を誤ると、市民の市政に対する信頼が大きく失墜する危険性さえ感じる。

今後市の事務事業についてこのような不祥事が二度と起こらないよう警鐘する意味で本件訴訟を行った。

以上

## 添付書類

別紙1 上伯太線道路工事概要図面

## 証拠方法

証拠説明書(平成22年2月24日付け)による